

1. はじめ

・本付属書は「トッパングループ地球環境宣言」の基本方針1及び2に関する要求事項及び推奨事項を示したものである。

2. 基本方針1 「私たちは、環境に関する全ての法令及び社内規定を遵守します。」

2-1)環境許可と報告

現地での法規制に従い、事業に必要な許認可・承認を取得し、運用および報告に関する要求事項を遵守する。

操業許可、大気への排出、排水、有害物質の保管・使用、廃棄物(個体物および有害物)処理など、環境関連で必要なすべての許認可を取得して操業する必要がある。例えば、事業に用いる化学物質により、毒物・劇物管理、特定化学物質管理、危険物管理などの責任者を設置する義務が発生する場合や、事業内容や工場立地により、環境影響評価、危険物取扱施設などに関する行政の許認可が必要な場合もある。また、取得している許可証、登録証、または免許状が適切に更新され、最新の写しが保管されている必要がある。

2-2)社内規定の遵守

・社内の規定、手順に従い、環境マネジメントシステムないしはそれに準ずるものの要求事項を遵守する。

環境管理規定や各細則や事業部、事業所の管理規定を遵守しなければならない。また、手順書なども定期的な見直しを行い、組織の仕組みとして大気、水質、土壌の汚染の未然防止や資源消費の圧縮、地球温暖化対策を推進する必要がある。

3. 基本方針2 「私たちは、地球の未来のために、限りある資源の有効活用と、あらゆる環境負荷の低減に努めます。」

3-1)脱炭素社会への貢献

エネルギー効率改善に努め、エネルギー消費量および温室効果ガス排出量の継続的削減活動に取り組む。

エネルギー効率の改善とは、エネルギー消費および関連するスコープ1(事業者自らによる温室効果ガスの直接排出)およびスコープ2(他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出)の温室効果ガス(GHG)を最少化することである。施設もしくは事業所の単位で、追跡し文書化することが望まれる。

3-2)大気への排出

現地の法規制を遵守し、有害な物質の大気への排出内容を把握し、排出する前に適切な対策を実施する。

大気に排出される有害な物質には、揮発性の有機化合物(VOC)、エアロゾル、腐食性物質、微粒子、オゾン層破壊物質、燃焼の副生成物などがある。これらの物質は、排出に先立ち、内容の分析と把握を行い、その結果に基づいて必要な管理や処置を施した後に排出する必要がある。対策には、排出する物質の取扱いや処理システムの性能の定期的な把握も含まれる。

3-3)水の最適利用

現地の法規制を遵守し、使用する水の水源、使用、排出を把握し、節水する。あらゆる廃水は、排出または廃棄する前に、必要に応じて水質特性を示し、監視、制御、処理を実施する。また、水汚染を発生させる可能性のある汚染源を特定し、適切な管理を行う。

水の水源、使用、排出を把握し、節水し、汚染経路を管理する必要がある。汚染経路の管理には、敷地内水路に汚染がない、汚染から保護されている(例:雨水排水管付近に淀んだ水や油脂の溜まりがない)、緊急事態対応設備などが備わっている(例:工場災害や天災などで上水や汚染物質を含む下水の漏洩や流出を止めるための遮断弁や止水栓を指し、漏洩やオーバーフローした場合に備えた雨水枡・汚水枡や貯水池だけでは不十分とされる)などが挙げられる。

3-4)資源循環型社会への貢献

現地の法規制を遵守し、リデュース(削減)、リユース(再利用)、リサイクル(再資源化)を推進し、資源の有効活用を図り、廃棄物の発生を最低限に抑える。

有害性が特定されていない物質の廃棄であっても、廃棄物を特定・管理し、責任ある廃棄またはリサイクルを行うための体系的なアプローチを実施し、削減に努める必要がある。物質の廃棄は、事業の所在地の法規制を遵守し、最小限に抑えることで、天然資源を浪費しない対策を講じる必要がある。これらを実行する手段としては、発生源での生産設備の変更、材料の代替、資源の再利用、リサイクルなどがある。法規制を遵守するためにも、自主的に目標を定めて活動する。天然資源とは水、化石燃料、鉱物、原生林および原生林の産物などを指す。環境汚染の防止は、天然資源の節約につながり、地球の持続可能性に密接に関係する。

3-5)有害物質管理

現地の法規制を遵守し、人体や環境に対して危険をもたらす化学物質およびその他の物質は、特定、表示、および管理を行い、安全な取り扱い、移動、保管、使用、リサイクルまたは再利用、および廃棄が確実に実施されるよう管理する。

有害物質は、廃棄物も含め、適切に分別して有害物質であることを明示し、有害物質へのアクセスを管理して、取り扱い、移動、保管、使用、リサイクルまたは再利用、および廃棄する必要がある。また、廃棄の際には、認可または登録されている処理業者などの合法的な事業者を利用する必要がある

3-6)製品含有化学物質の管理

製品に含まれる特定の物質の使用禁止または制限に関して適用される、現地の法規制およびトッパングループの関連基準を遵守する。

製品含有物質については、トッパングループの関連基準と製品の仕向け国の法規制に従う必要がある。最終的な製品では、製品の中に組み込まれる部品についても責任を持たなくてはならないため、上流企業より、必要な情報の提供を受ける必要がある。詳細については、「トッパングループ原材料含有化学物質管理基準」の記載を参照のこと。

3-7)天然資源と生物多様性

原材料調達においては、生物多様性に及ぼす影響を回避・最小化し、天然資源の持続的な利用に取り組む。

森林や海洋、生物等に由来する資源を使用する場合、違法に採取・栽培・取引された資源の使用を回避することが必要である。また、森林減少・劣化の抑制の観点を含め、資源の保全に配慮した原材料を使用することが望まれる。また、事業活動は、様々な生物やその生息環境に影響を与える可能性があるため、負の影響を低減することが望まれる。希少な動植物を使用している可能性がある場合は、原材料やその原産地、関係する規制や資源保全のための措置の有無の確認等により、生物多様性に及ぼす影響を低減できると考えられる。持続可能な用紙調達については、トッパングループ「森林資源の持続可能な利用に配慮した用紙調達ガイドライン」の記載を参照のこと。

改訂来歴

改訂年月	版	主な改訂内容
2022年3月	第1版	「トッパングループ地球環境宣言」付属書発行